

公立陶生病院組合障害者活躍推進計画

機関名	公立陶生病院組合
任命権者	管理者 瀬戸市長
計画期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）
公立陶生病院組合における障害者雇用に関する課題	公立陶生病院組合においては、令和5年度は法定雇用率を達成したものの、令和6年度以降の法定雇用率3.0%（令和6年度は経過措置として2.8%）には至っていない。また、令和7年度からの除外率相当職員数により算定する除外率の一律10%減による影響に対応するため、今後も継続的に積極的な採用活動を行うとともに、障害のある職員が活躍し、定着するための方策を検討、実施していくことが重要である。
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】 （令和6年6月1日時点）2.8% （令和7年6月1日時点）2.8%（除外率減により不足すると見込まれる3人を増員） 併せて、法定雇用率3.0%への対応に取り組む （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>【定着率】 （令和8年3月31日時点）85% ※ 令和6年3月31日時点 75% 定着率改善のため、不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）人事記録を元に、離職状況等を把握・進捗管理</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として事務局管理部長を選任する。（令和5年4月1日選任） ○ 障害者職業生活相談員の適切な配置のため必要な人材に障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務習熟度に合わせて、業務範囲を拡大することにより、各人の能力を発揮する場を拡げる。 ○ 現に勤務する障害者や今後採用する障害者とのヒアリングを実施する等により、各人の能力や希望も踏まえた職務の選定及び創出について検討を行う。

<p>3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境整備について面談等により障害のある職員の要望を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場見学を開催し、希望者に対し職場実習を実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いは行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
<p>4 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。